

水道料金の改定案

用途別	水道	現行料金	改定料金案	増減額	増減率	備考	
		(円)	(円)	(円)	(%)		
一般家庭用	基本料金	8㎡まで 1,554.00	1,554.00	0.00	0.00		
	超過料金	1㎡につき 194.25	194.25	0.00	0.00		
官公署・団体用(業務用)	基本料金	10㎡まで 2,100.00	1,942.50	-157.50	-7.50	「業務用に統一」	
		1㎡につき 194.25	—	—	—		
		11㎡から300㎡まで1㎡につき	—	194.25	—		—
	超過料金	301㎡から500㎡まで1㎡につき	194.25	183.75	-10.50		-5.41
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	194.25	162.75	-31.50		-16.22
		2001㎡から4000㎡まで1㎡につき	194.25	126.00	-68.25		-35.14
		4001㎡以上1㎡につき	194.25	94.50	-99.75		-51.35
	基本料金	20㎡まで 4,158.00	—	—	—		—
		10㎡まで	—	1,942.50	—		—
		21㎡から300㎡まで1㎡につき	—	194.25	—		—
営業用1種(業務用)	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	—	194.25	—	—	
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	183.75	183.75	0.00	0.00	
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	162.75	162.75	0.00	0.00	
		2001㎡から4000㎡まで1㎡につき	126.00	126.00	0.00	0.00	
		4001㎡から1㎡につき	94.50	94.50	0.00	0.00	
営業用2種(業務用II種)	基本料金	500㎡まで 96,600.00	96,600.00	0.00	0.00	変更なし	
	超過料金	501㎡から2000㎡まで1㎡につき	162.75	162.75	0.00		0.00
		2001㎡から4000㎡まで1㎡につき	126.00	126.00	0.00		0.00
		4001㎡以上1㎡につき	94.50	94.50	0.00		0.00
浴場営業用	基本料金	100㎡まで 14,899.50	14,899.50	0.00	0.00	変更なし	
	超過料金	1㎡につき 147.00	147.00	0.00	0.00		
臨時用	基本料金	10㎡まで 4,620.00	4,620.00	0.00	0.00	変更なし	
	超過料金	1㎡につき 273.00	273.00	0.00	0.00		
消火栓	基本料金	洗濯用1栓30分まで 2,310.00	0.00	-2,310.00	—	廃止	
	超過料金	30分につき 1,501.50	0.00	-1,501.50	—		
家事用	基本料金	8㎡につき 1,092.00	1,554.00	462.00	42.31		
	超過料金	1㎡につき 136.50	194.25	57.75	42.31		
洞爺簡易水道	基本料金	12㎡まで 1,806.00	—	—	—	「業務用に統一」	
		10㎡まで	—	1,942.50	—		—
		1㎡につき 157.50	—	—	—		—
	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	157.50	194.25	36.75		23.33
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	157.50	183.75	26.25		16.67
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	157.50	162.75	5.25		3.33
		2001㎡から4000㎡まで1㎡につき	157.50	126.00	-31.50		-20.00
		4001㎡以上1㎡につき	157.50	94.50	-63.00		-40.00
	基本料金	10㎡まで 1,501.50	1,942.50	441.00	29.37		—
		1㎡につき 157.50	—	—	—		—
業務用	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	157.50	194.25	36.75	23.33	
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	157.50	183.75	26.25	16.67	
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	157.50	162.75	5.25	3.33	
		2001㎡から4000㎡まで1㎡につき	157.50	126.00	-31.50	-20.00	
		4001㎡以上1㎡につき	157.50	94.50	-63.00	-40.00	

下水道使用料の改定案

用途別	水道	現行料金	改定料金案	増減額	増減率	備考	
		(円)	(円)	(円)	(%)		
一般家庭用	基本料金	8㎡まで 1,207.50	1,207.50	0.00	0.00		
	超過料金	1㎡につき 162.75	162.75	0.00	0.00		
一般家庭用のうち水道区分が「官公署・団体(業務用)」	基本料金	8㎡まで 1,207.50	—	—	—	家庭用から業務用に変更	
		10㎡につき	—	1,680.00	—		—
		1㎡につき 162.75	—	—	—		—
	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	162.75	168.00	5.25		-3.23
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	162.75	162.75	0.00		0.00
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	162.75	147.00	-15.75		-9.68
		2001㎡以上4000㎡まで1㎡につき	162.75	136.50	-26.25		-16.13
営業用1種(業務用)	基本料金	20㎡まで 3,507.00	—	—	—		
		10㎡まで	—	1,680.00	—		—
		21㎡から300㎡まで1㎡につき	168.00	—	—		—
	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	—	168.00	—		—
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	162.75	162.75	0.00		0.00
営業用2種(業務用II種)	基本料金	500㎡まで 95,510.00	90,510.00	-5,000.00	-5.23	変更なし	
	超過料金	501㎡から4000㎡まで1㎡につき	147.00	147.00	0.00		0.00
		4001㎡以上1㎡につき	126.00	126.00	0.00		0.00
		4001㎡以上1㎡につき	126.00	126.00	0.00		0.00
浴場営業用	基本料金	150㎡まで 1,785.00	1,785.00	0.00	0.00	変更なし	
	超過料金	1㎡につき 11.55	11.55	0.00	0.00		
家事用	基本料金	8㎡まで 1,260.00	1,207.50	-52.50	-4.17		
	超過料金	1㎡につき 157.50	162.75	5.25	3.33		
業務用	基本料金	8㎡まで 1,260.00	—	—	—	業務用を追加	
		10㎡まで	—	1,680.00	—		—
		1㎡につき 157.50	—	—	—		—
	超過料金	11㎡から300㎡まで1㎡につき	—	168.00	—		—
		301㎡から500㎡まで1㎡につき	—	162.75	—		—
		501㎡から2000㎡まで1㎡につき	—	147.00	—		—

上下水道事業運営審議会答申

虹田・洞爺地区の
水道料金・下水道使用料
統一へ

8月11日、上下水道事業運営審議会(福井政吉会長)は町から諮問されていた水道料金、下水道使用料の統一について、長崎町長に答申を行いました。

答申内容は、合併後、虹田地区と洞爺地区間で格差があった水道料金と下水道使用料を、原則、虹田地区の料金体系に3年かけて統一するというもので、来年度からの実施を提言しています。

一般家庭の水道料金でみると、現在8㎡(基本料金)まで虹田地区は1、554円に対し、洞爺地区は1、092円で、462円の差になっています。これを3年間で虹田地区並みの1、554円まで引上げて、格差の是正を行うとします。下水道は格差が小さいため初年度からの統一の見込みです。一部虹田地区での変更も盛り込んでいます。



答申を長崎町長に手渡す福井会長

19年末で約1億8千万の累積欠損金を抱えています。

ここ数年、単年度収支は黒字ですが、黒字分を累積欠損金に充てるため、料金を引き上げることはできません。洞爺地区においても、水道事業会計は、料金などの収入のみでは賄えず、不足分を一般会計からの繰入れに頼っていて、平成19年度の繰入額は、簡易水道事業会計で6千万円です。公共下水道事業会計も4億3千万円の繰入額となっています。

また今後予定されている洞爺地区の繰入額と老朽配水管などの更新事業の財源確保も急務となっています。

操出しを行っている一般会計も非常に厳しい状況にあり、これ以上の繰出しは困難な状況です。このような中から虹田地区の料金体系に統一せざるをえないとの結論が打ち出されました。

町は、この答申を受け、9月の定例町議会に提案することとしています。